

緑の募金運営協議会 運営規程

公益社団法人 北海道森と緑の会

1 目的

公益社団法人北海道森と緑の会緑の募金運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第7条に基づき設置するものであり、緑の募金に関する重要事項を調査審議することによって、緑の募金業務の公平性及び透明性の確保並びに地域の要望の反映に資することを目的とする。

2 組織等

- (1) 運営協議会は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、本会が必要と認める10人以上15人以内で組織する。
- (2) 運営協議会の委員の選任は、公平性を確保することを基本として行うものとする。
- (3) 運営協議会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- (4) 運営協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- (5) 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (6) 運営協議会会長（以下「会長」という。）は、運営協議会の会務を総理する。
- (7) 会長事故あるときは、委員のうちから、会長があらかじめ定める者がその職務を代行し、その職務を行う。

3 調査審議事項

- (1) 緑の募金の目標額及び当該募金による寄附金の使途についての計画に関する事項
- (2) 緑の募金による寄附金を、森林整備を行う者などに対し交付する場合の交付先及び交付額に関する事項
- (3) 前項に定める以外の業務の実施に要する経費に関する事項
- (4) その他、理事長が必要と認める重要事項

4 雑則

その他会務に必要な事項は、理事長が別に定める。

平成22年4月1日制定
令和4年3月15日一部改正